



平成21年5月14日

各位

会 社 名 ニ チ レ キ 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 山 内 幸 夫 (コード番号5011 東証第1部) 問合せ先 取締役常務執行役員 管 理 本 部 長 高 橋 保 守

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月14日開催の取締役会において、平成21年6月26日開催予定の当社第65回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条第1項により、同日の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定および株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
- (2) 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。
- 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日 (予定) 定款変更の効力発生日 平成21年6月26日 (予定)

以上

(別紙) 変更の内容 (下線は変更部分を示します。) 現 行 定 款 更 案 (株券の発行) (削 除) 第7条 当会社は、株式に係る株券を発行す る。 (自己の株式の取得) (自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり) 第8条 (条文省略) (単元株式数および単元未満株券の不発行) (単元株式数) 第9条 当会社の単元株式数は、1,000株とす 第8条 当会社の単元株式数は、1,000株とす る。 る。 2. 当会社は、第7条の規定にかかわら (削 除) ず、単元未満株式に係る株券を発行 しない。 ただし、株式取扱規則に定めるとこ ろについてはこの限りでない。 (単元未満株式についての権利) (単元未満株式についての権利) 第 10 条 当会社の株主(実質株主を含む。以 第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未 満株式について、次に掲げる権利以 下同じ。) は、その有する単元未満株 式について、次に掲げる権利以外の 外の権利を行使することができな 権利を行使することができない。 V 10 (1)(1)> (条文省略) > (現行どおり) (3)(3)(株主名簿管理人) (株主名簿管理人) 第 11 条 第10条 (現行どおり) (条文省略)

- 2. (条文省略)
- 3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を 含む。以下同じ。)、新株予約権原簿 および株券喪失登録簿の作成ならび に備置きその他の株主名簿、新株予 約権原簿および株券喪失登録簿に関 する事務は、これを株主名簿管理人 に委託し、当会社においては取扱わ ない。
- 2. (現行どおり)
- 3. 当会社の株主名簿および新株予約権 原簿の作成ならびに備置きその他の 株主名簿および新株予約権原簿に関 する事務は、これを株主名簿管理人 に委託し、当会社においては取扱わ ない。

第 12 条		第 <u>11</u> 条
}	(条文省略)	₹ (現行どおり)
第 <u>44</u> 条		第 <u>43</u> 条
	(新 設)	(附則)
		第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成およ
		び備置きその他の株券喪失登録簿に
		関する事務は、これを株主名簿管理
		人に委託し、当会社においては取扱
		<u>わない。</u>
		第2条 前条および本条は、平成22年1月
		5日まで有効とし、平成22年1月
		6日をもって前条および本条を削る
		<u>ものとする。</u>